

Maibara Eco Style

米原市役所 地球温暖化対策率先実行計画

ヒトが生きるにはココチよい。



2018年4月

目 次

第1章 計画の背景

- 1 地球温暖化問題の概要…………… 1
- 2 国際的な動きと日本の状況…………… 1
- 3 滋賀県と米原市の取組…………… 2

第2章 「米原市役所地球温暖化対策率先実行計画」(旧計画)の概要と実施状況

- 1 旧計画の概要…………… 4
- 2 取組の実施状況…………… 4

第3章 基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的…………… 7
- 2 計画の期間…………… 7
- 3 削減の対象とする温室効果ガス…………… 7
- 4 計画の対象範囲…………… 7
- 5 基準年度の CO₂ 排出量の現状…………… 8

第4章 目標と取組項目

- 1 目標…………… 9
- 2 具体的な取組項目…………… 10

第5章 計画の推進と点検・評価

- 1 推進体制…………… 13
- 2 職員に対する研修等…………… 14
- 3 実施状況の点検・評価…………… 15
- 4 取組結果の公表…………… 16

語句解説…………… 16

第1章 計画の背景

1 地球温暖化問題の概要

地球温暖化には、自然的要因と人為的要因があるといわれていますが、特に 20 世紀半ば以降は、人間が石炭や石油などを大量に消費するようになったことによりもたらされた可能性が非常に高いとされています。人為的要因による温暖化は、人間の活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象であるといわれています。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなど熱帯性感染症の発生数増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 国際的な動きと日本の状況

地球温暖化防止に向けての国際的な取組は、平成4(1992)年に国連気候変動枠組条約が採択されたことに始まります。同じ年の国連環境開発会議(地球サミット)では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6(1994)年には条約が発効しました。

また、これを受けて締約国会議が第 1 回のドイツのベルリン(COP1)からスタートし、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。平成9(1997)年に開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)において京都議定書が採択され、この中で、日本については温室効果ガスの総排出量を、平成 20(2008)年から平成 24(2012)年までの第1約束期間に平成2(1990)年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的な動きを受けて、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が平成 10(1998)年に制定され、地方公共団体の事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)」を策定することが義務付けられました。

最近の国際的な動きとしては、平成 27(2015)年 11 月にフランスのパリにおいて、約 150 を超える国の首脳が参集し開催された COP21 で、京都議定書に代わる新しい国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、「気温上昇2℃未満に抑える」、「今世紀末には人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成」等といった目標が盛り込まれました。

【パリ協定の概要】

- 世界共通の長期目標として産業革命前からの気温上昇2℃未満に抑制。1.5℃までに抑える努力を追及すること。
- 今世紀末には人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するために、最新の科学に従って迅速の削減を行うこと。

- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新すること。
- 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供すること。
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み(グローバル・ストックテイク)を構築すること。

しかし、平成29(2017)年6月に、温室効果ガス排出量が世界第2位であるアメリカがパリ協定の離脱を表明しました。国際的に協調することは、温室効果ガスを削減するためには欠かせないため、今後のパリ協定は不透明な状態になったと言えます。

また、国内の動きとしては、COP21 で採択されたパリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が、平成 28(2016)年5月 13 日に閣議決定されました。

計画では、日本の温室効果ガス削減の中期目標として、2030 年度に平成 25(2013)年度比で 26%減の水準にすることとされており、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことも位置付けられています。

3 滋賀県と米原市の取組

(1)滋賀県の取組

地球温暖化は、地球環境に深刻な影響を与えつつあるだけでなく、琵琶湖を始めとする滋賀の自然や暮らしにもその影響が及び寄っています。滋賀県においては、平成15(2003)年3月に「地球温暖化対策推進計画」が策定され、その後、上位計画である「第三次滋賀県環境総合計画」が平成21(2009)年に策定されました。この「第三次滋賀県環境総合計画」では、2030 年における滋賀県の温室効果ガス排出量が平成2(1990)年比で50%削減されている、「低炭素社会の実現」が目標の一つに掲げられ、この目標の実現に向けて、平成23(2011)年3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」が制定されました。

さらに、平成24(2012)年3月には、これまでの取組と東日本大震災(以下「震災」という。)の影響も踏まえ、今後の低炭素社会づくりを進める上での県の方針を定め、2030年の低炭素社会実現を目指して取り組んでいくため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」が策定されました。平成26(2014)年には、「第三次滋賀県環境総合計画」に掲げた将来の姿「持続可能な滋賀社会」と2つの長期的目標である「低炭素社会の実現」および「琵琶湖環境の再生」を基礎とした「第四次滋賀県環境総合計画」を策定されました。

また、平成28(2016)年には、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進していくため、「しがエネルギービジョン」を策定されました。また、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」も近年の温暖化対策を巡る世界や国の動向の変化、「しがエネルギービジョン」が策定されたことを踏まえて、平成29(2017)年3月に改定されました。

(2)米原市の取組

本市では、平成18(2006)年9月に環境優先の理念の下、市民・事業者・行政の責務を明らかにし、良好な環境の創造と保全を通して本市の将来像を実現するため「米原市環境基本条例」を施行し、この条例の基本理念を実現すべく、平成20(2008)年3月に「第1次米原市環境基本計画」を策定しています。

平成19年(2007)年に策定した「第1次米原市総合計画」は、平成28(2016)年度に10年間の計画期間の終期を迎えたため、「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」を将来像とし、先人から受け継いできた豊かな自然を次世代に引き継ぐため、水清く緑あふれる自然と共生する安全なまちづくり」を基本目標の1つとした「第2次米原市総合計画」を策定しています。

さらに福島第一原子力発電所の事故や震災を契機として環境問題やエネルギー問題に対する市民の関心は一段と高まっており、原発に依存しない社会づくり、自然環境や生態系に配慮したグリーンエネルギーへの転換と省エネルギーへの取組、人間活動による環境負荷の低減など、新しい社会の仕組みづくりに対応するため、平成26(2014)年8月に「米原市再生可能エネルギー利活用方針」を定めています。

また、事業所としての市役所においては、合併前の旧山東町が平成11(1999)年3月に認証取得したISO14001を、合併後、平成18(2006)年3月に伊吹・米原庁舎に拡大し、更に平成19(2007)年3月には近江庁舎、伊吹・米原学校給食センターに拡大して、環境負荷の低減に取り組んできました。平成20(2008)年7月には、このISO14001に基づく米原市環境マネジメントシステムを活用した「米原市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、市役所の事務・事業から排出される温室効果ガスの抑制に努めてきました。

平成21(2009)年8月には、ISO14001の適用範囲に米原市民交流プラザを加えています。しかし、事務が非効率であること、自治体の事務事業にそぐわないことなどから、平成23(2011)年3月にISO認証を取り下げ、市役所地球温暖化対策実行計画の取組として、独自システム(まいばらエコスタイル)に切り替えました。平成25(2013)年3月には、ISO14001のノウハウを生かし、より効果的で、効率的な環境配慮の実践活動に重点をおいた「米原市役所地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、運用を開始しました。

第2章 「米原市役所地球温暖化対策率先実行計画」(旧計画)の概要と実施状況

1 旧計画の概要

旧計画では、震災以降の環境問題やエネルギー問題に対する関心が高まっていることも踏まえ、法第 21 条に基づき、市が行う事務・事業に伴って排出される温室効果ガスについて、その排出実態を明らかにし、削減対策、削減目標および推進体制を定め、地球温暖化対策を計画的かつ着実に推進するとともに、地域に率先して環境負荷の低減に努めることを目的として取り組んできました。

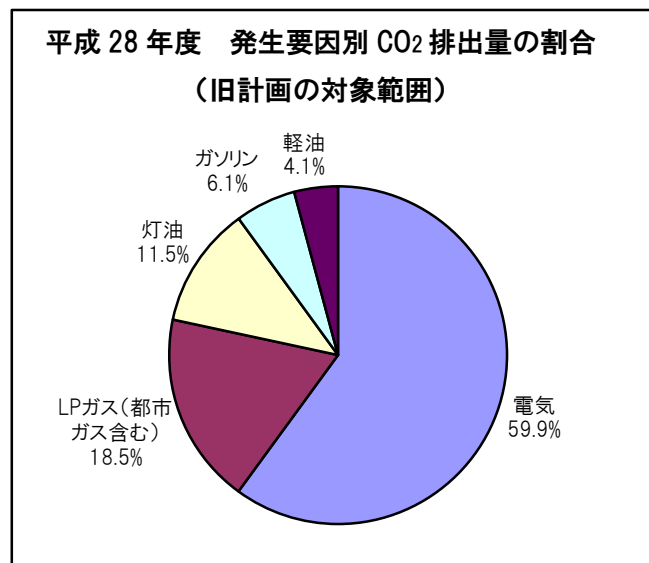
計画期間	平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの5年間
対象範囲	(1)対象組織および施設 市の全ての組織および市の保有する全ての施設 ※目標値については、指定管理者制度による施設および上下水道施設以外の全ての公共施設で設定することとします。 (2)事務・事業の範囲 市の全ての事務・事業 ※外部委託する事務・事業についても、受託者等に対して取組を要請します。 (3)事務・事業の分類 事務・事業の内容や施設の特性に応じた取組を実施することが温室効果ガス排出量の削減に有効であるため、事務系部門、市民サービス系部門に分類します。 【事務系】市役所各庁舎 【市民サービス系】文化施設、学校・園、運動・公園等施設 保健福祉施設等
基準年度	平成 23(2011)年度
削減目標	基準年度比で、CO ₂ (二酸化炭素)の総排出量を6%削減

2 取組の実施状況

(1)CO₂ 総排出量の状況

ア CO₂ 排出要因の内訳

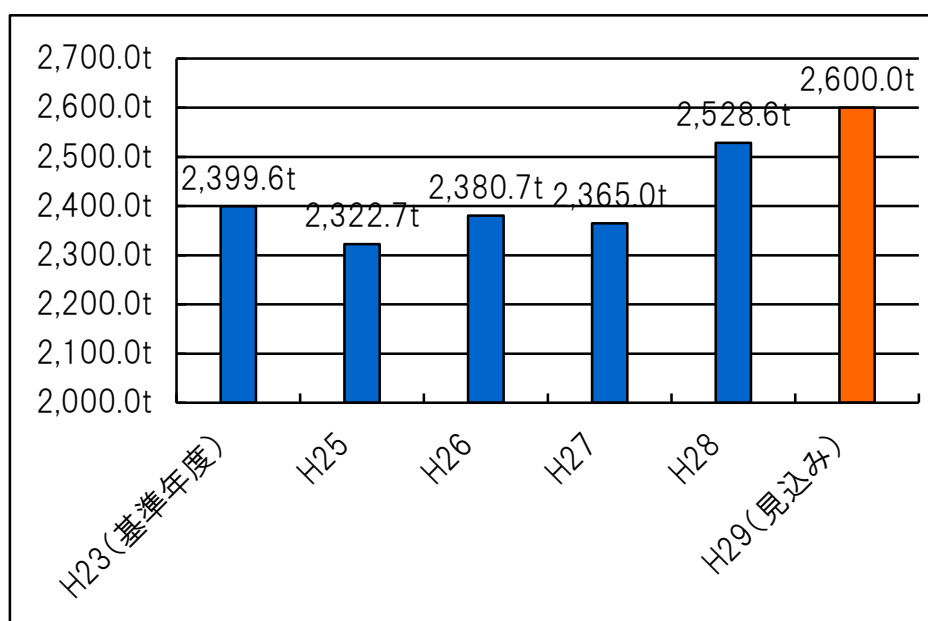
CO₂ の発生要因別の割合をみると、電気が全体の半分以上を占めており、次に LP ガス(都市ガス含む)、灯油と続いています。



イ CO₂ 総排出量の推移

取組の成果により、平成 25(2013)年度には基準年度比で 3.2%の削減となりましたが、電気使用量、LP ガス(都市ガス含む)使用量の増加により、最終年度には目標達成が困難となる見込みです。

今後は職員の節電や省資源・省エネルギー行動だけでは、更に大きな削減にはつながりにくと考えられ、事務・事業方法の変革や省エネルギー機器の導入、創エネルギー※1、環境配慮型の公共施設整備などにも積極的に取り組み、エネルギー効率や作業効率を上げていくとともに、エネルギーに依存しない仕組みづくりを考えていく必要があります。また、事務・事業を実施するに当たって、限られた時間で成果を上げる生産性の高い働き方を実現できるよう「働き方改革」に取り組むとともに、職員一人一人が常に環境配慮の視点を持つことにより、地域に率先して環境負荷を減らしていくことも重要です。



旧計画における CO₂ 排出量の推移

(2)成果目標の進捗状況

取組の成果の見える化を図るため、排出要因別の成果目標を設定しています。間接的な排出要因についても、成果目標を設定し、環境配慮に努めています。

ア CO₂ 排出の直接的要因

市役所 CO₂ 排出量の半分以上を占める電気使用量は、震災以降、節電対策の実施により、一時期は大きく削減されましたが、年々増加し、基準年度の値を大きく上回る結果となりました。今後は、職員の節電や省資源・省エネルギー行動だけでは、大きな削減にはつながりにくいと考えられるため、更に再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入などの取組を進めていく必要があります。また、公用車燃料(ガソリン、軽油)の使用量については、削減に取り組む一方で、職員が地域に出向くことも、まちづくりを行っていく上では不可欠であり、エコカー導入などによる削減を進めていく必要があります。空調は、電気によるものと灯油や LP ガス(都市ガス含む)によるものがあります。灯油が減少し、LP ガス(都市ガス含む)が増加した理由として、小・中学校にガス式空調機が導入されたことにより、熱源が灯油から LP ガス(都市ガス含む)に変わったことが主因と考えられます。空調は、気候により使用量が左右されることがありますが、温度管理や運転時間の徹底はもとより、職場環境を維持しつつ、服装の工夫やノー残業の推進を図っていくことが効果的です。

要因	H23(基準年度)	H28	目標値	目標削減率(%)	達成削減率(%)
電気(kWh)	4,628,019.0	4,868,624.0	4,302,821.0	7.0	△11.6
ガソリン(ℓ)	60,049.5	66,149.5	58,248.0	3.0	△11.9
軽油(ℓ)	53,200.4	39,745.1	52,556.4	1.0	32.2
灯油(ℓ)	197,936.2	116,919.7	185,112.2	6.5	58.3
LP ガス(m ³) (都市ガス含む)	28,911.1	70,812.8	28,049.4	3.0	△252.5

イ CO₂ 排出の間接的要因

事務用紙は、印刷前に本当に必要かどうかを検討し、印刷する場合も必要最小限の部数とすることや、パソコンやプロジェクタの活用によるペーパーレス化を図ったりするなど、不要な印刷物の削減に努めなければなりません。可燃ごみは、廃棄文書等の事務所整理により増加しており、やむを得ない部分ではありますが、可燃ごみの削減と併せて、資源ごみ等も含めた、ごみそのものの発生抑制(リデュース)や繰り返し使用する再利用(リユース)の取組を推進していくことが重要です。水道使用量は順調に減少していますが、日頃から、使用量の推移には注意し、異変が確認された場合、即座に対応することが肝心です。

要因	H23(基準年度)	H28	目標値	目標削減率(%)	達成削減率(%)
事務用紙(枚)	6,038,075.0	6,039,183.0	5,594,772.0	7.5	△7.4
可燃ごみ(kg)	5,942.8	9,412.5	5,671.7	4.5	△165.9
水道(m ³)	98,299.4	85,779.0	86,348.2	12.0	0.6

第3章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

COP21 で採択されたパリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」では、日本の温室効果ガス削減の中期目標として、2030 年度に平成 25(2013)年度比で 26%減の水準にすることとされております。

本計画は、法第 21 条に基づき、地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定するものであり、市が行う事務・事業に伴って排出される温室効果ガスについて、その排出実態を明らかにし、削減対策および推進体制を定め、地球温暖化対策を計画的かつ着実に推進するとともに、地域に率先して環境負荷の低減に努めることを目的とします。

2 計画の期間

平成 30(2018) 年度から 2030 年度までの 13 年間

ただし、施設の状況やエネルギーを取り巻く社会状況の変化に対応するため、第1期は5年後に計画の見直しを行います。(第2期と第3期の期間は4年とします。)

3 削減の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、下表のとおり6種類あります。しかし、CO₂ 以外は排出量を把握することが困難であり、また、CO₂ が温室効果ガス排出量全体の9割程度を占めていることから、本計画では CO₂ のみを対象とします。

	温室効果ガスの種類
算定対象	二酸化炭素(CO ₂)
算定対象外	メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF ₆)

4 計画の対象範囲

(1)対象組織および施設

市の全ての組織および市の保有する全ての施設

※目標値については、指定管理者制度による施設および上下水道施設以外の全ての公共施設で設定することとします。また、対象でない施設においても、計画の取組項目の実施とエネルギー使用量等の測定によりその実態把握と削減に努めることとし、今後計画を見直す中で目標値設定対象施設の更なる拡大を検討していきます。

(2)事務・事業の範囲

市の全ての事務・事業

※外部委託する事務・事業についても、受託者等に対して取組を要請します。

(3)事務・事業の分類

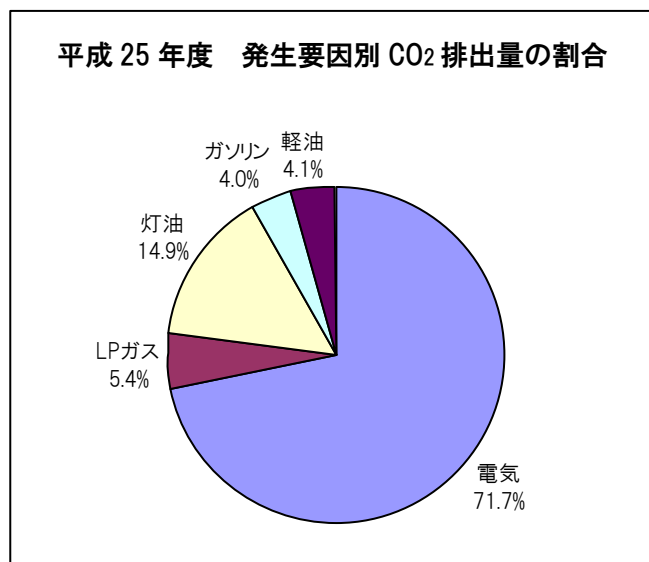
事務・事業の内容や施設の特性に応じた取組を実施することが温室効果ガス排出量の削減に有効であるため、事務系部門、市民サービス系部門に分類します。

部 門	主な施設
事 務 系	市役所各庁舎
市民サービス系	文化施設、学校・園、公園施設等

5 基準年度の CO₂ 排出量の現状

◆平成 25 年度 発生要因別 CO₂ 排出量の内訳

	使用量	排出係数※2	CO ₂ 排出量(t)	比率(%)
電気	4,488,108.0 kWh	0.000522(t-CO ₂ /kWh)	2,342.8	71.7
灯油	195,796.3 ℓ	2.49(t-CO ₂ /kℓ)	487.5	14.9
ガソリン	56,024.6 ℓ	2.32(t-CO ₂ /kℓ)	130.0	4.0
軽油	51,596.9 ℓ	2.58(t-CO ₂ /kℓ)	133.1	4.0
LP ガス	26,705.8 m ³	6.60(t-CO ₂ /k m ³)	176.3	5.4
CO ₂ 排出量合計			3,269.7	



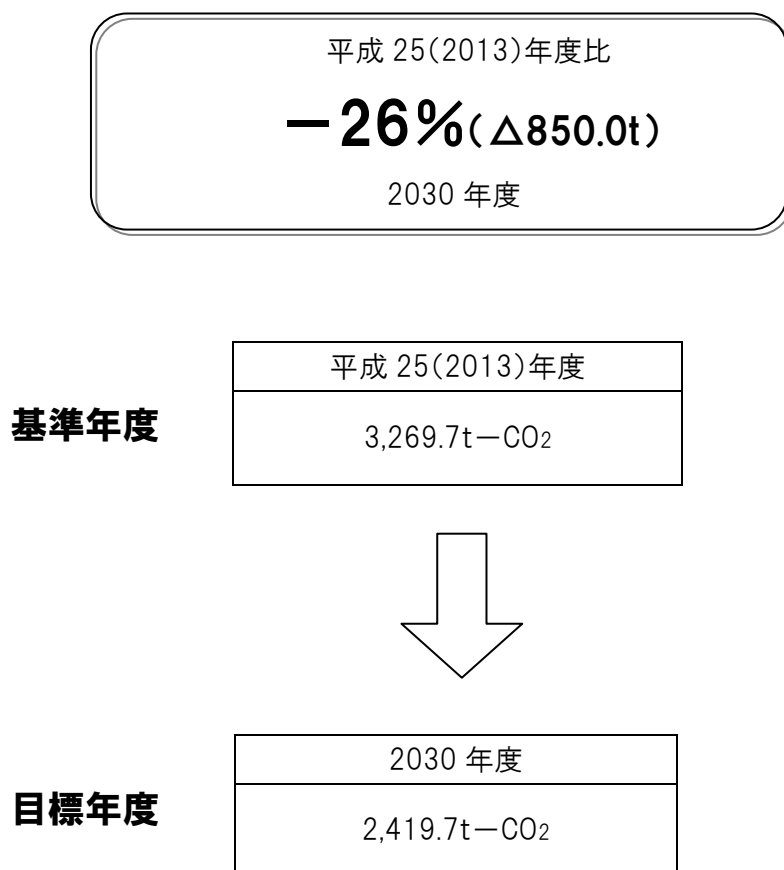
第4章 目標と取組項目

1 目標

COP21 で採択されたパリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」では、日本の温室効果ガス削減の中期目標として、2030 年度に平成 25(2013)年度比で 26%減の水準にすることとされています。

本計画においては、国の「地球温暖化対策計画」の中期目標に合わせ、平成 25(2013)年度を基準年度として、2030 年度までに CO₂ 総排出量 26%削減を目指します。

なお、電気の排出係数につきましては、電気事業者別排出係数(地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用)を用いて算定します。



2 具体的な取組項目

(1) 全部門共通の取組

市の事務・事業の実施に当たっては、常に環境の視点を取り入れ、地域に率先して環境負荷の低減に向けて行動します。

ア グリーン購入の推進

「米原市グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷低減を推進することで、社会全体の環境配慮意識の向上に努めます。

イ 公共事業等における環境負荷の低減

- ◇土木建設事業の計画設計の際は、環境負荷の低減に努めます。
- ◇土木建設事業を実施する際、環境に配慮した材料を使用します。
- ◇土木建設事業における環境にやさしい配慮の実践事項を定め、実施に努めます。
- ◇土木建設事業を委託する場合は、環境にやさしい取組を奨励するため「環境負荷の低減」を創意工夫の項目として工事評価に加点します。
- ◇指定管理者や委託業者等へは、本計画に準じた環境配慮を実践するよう依頼します（確認書の提出、協定書や仕様書への明記等）。

ウ 既存施設における再生可能エネルギー設備の導入と省エネ改修の実施

既存の施設において、投資回収の見込みなどを踏まえ、積極的に再生可能エネルギー設備の導入や省エネ改修を実施します。

エ イベントのエコ化の推進

- ◇ごみの分別徹底によるごみの減量とリサイクルの推進に努めます。
- ◇会場等の温度や照明の適正化、省エネ機器の利用などによる省資源・省エネルギーの推進に努めます。
- ◇環境配慮品の購入や地場製品の活用などグリーン購入の推進に努めます。
- ◇参加者等へ環境配慮の協力を呼び掛けます。

オ 環境配慮型の公共建築物の整備

公共建築物の新築や増改築などの際は、必ずエコスタイル推進事務局と協議を行うこととし、可能な限り次の事項等を取り入れ、環境に配慮した建築物の整備を推進します。

- ◇再生可能エネルギー設備の導入
- ◇雨水利用設備の導入
- ◇断熱性の高い素材等の使用
- ◇地域産木材の利活用
- ◇LED照明等エネルギー効率のよい照明機器の導入
- ◇照明器具への照度センサや人感センサ取付け
- ◇窓の配置の工夫等による自然光の利用
- ◇ゾーニング※3による空調の効率化やレイアウトを考慮した照明機器の ON-OFF スイッチの設定
- ◇デマンドコントロール装置※4等の導入によるエネルギー管理
- ◇トップランナー製品※5やコージェネレーションシステム※6など省エネ機器の導入

カ 公用車へのエコカーの導入

公用車の購入時には、「米原市グリーン購入調達方針」の基準に基づき、環境負荷の少ないエコカーの導入を進めます。

キ エコドライブの実践

- ◇ふんわりアクセル「e スタート」を心掛けます。
- ◇車間距離にゆとりを持ち、加減速の少ない運転を心掛けます。
- ◇早めのアクセルオフでエンジnbrakeを使います。
- ◇不要な荷物を積んだまま走行しません。
- ◇タイヤの空気圧を適正に保ち、燃料消費の低減に努めます。
- ◇不要なアイドリングをしないよう心掛けます。
- ◇エアコンの使用は、控えめにします。

(2)事務系部門における取組

ア 公用車の燃料使用量削減に向けた取組

- ◇出張は、原則として公共交通機関を利用します。
- ◇複数の人が同一場所に移動するときは、相乗りに努めます。

イ 冷暖房等の電力・燃料使用量削減に向けた取組

- ◇執務室の温度管理(夏は 28℃、冬は 19℃)の徹底を図ります。
- ◇各庁舎の冷暖房の運転時間は、原則として執務時間内とします。
- ◇定期的なフィルターの清掃や交換を行います。
- ◇夏季のノーネクタイ・ノー上着、冬季の重ね着などクールビズ、ウォームビズの実施を図ります。

ウ 電気使用量削減に向けた取組

照明機器

- ◇原則始業前、昼休みなど必要時以外および日中の窓際等は、業務に支障のない限り消灯します。
- ◇会議室、トイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯します。
- ◇残業時の不要箇所消灯の徹底を図ります。
- ◇照明器具の定期的な清掃と交換・点検を実施します。

事務機器等

- ◇パソコンは、半日単位で離席するときは電源をオフにします。また、短時間離席・昼休み時は、スタンバイモードの活用やディスプレイを閉じるなど節電モードに努めます。
- ◇退庁時は、不要な電化製品のコンセントを抜きます(ただし、コンセントを抜くことが望ましくない電化製品は除きます。)

エ その他エネルギー削減に向けた取組

◇ガスコンロ、給湯器などの効率的な使用に努めます。

◇節水を心掛けます。

重点項目 ◇限られた時間で成果を上げる生産性の高い働き方を実現できるよう、「働き方改革」に取り組むことにより、定時退庁日の取組を徹底します。

オ 用紙類の使用量削減に向けた取組

◇両面コピーや集約印刷の利用により削減を図ります。

重点項目 ◇広報「まいばら」、CATV、公式ウェブサイト等の活用によりチラシの削減を図ります。

◇会議資料等の簡略化、プロジェクタやペーパーレス会議システムの活用等により削減を図ります。

カ ごみの排出量削減に向けた取組

◇すぐごみになるものを「買わない、つくらない」を原則とし、かつ3R(リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を推進します。

◇マイバッグ、マイ箸、マイ水筒の持参によるごみの減量を図ります。

◇「こほくるーる」に基づくごみ分別の徹底を図ります。

◇ごみを排出する際には、記録表に排出量を記入します。

(3) 市民サービス系部門における取組

市民サービス系部門における事務執行部門や施設の共用部分においては、事務系部門の取組に準じて取り組むこととします。

学校・幼稚園・認定こども園

◇環境教育の推進

学校・幼稚園・認定こども園における環境教育は、次世代の環境を担う人材を育成する上で最も重要であり、市の環境部署と連携し、自然体験や環境学習の充実を図ります。

◇環境に配慮した学校施設等の整備

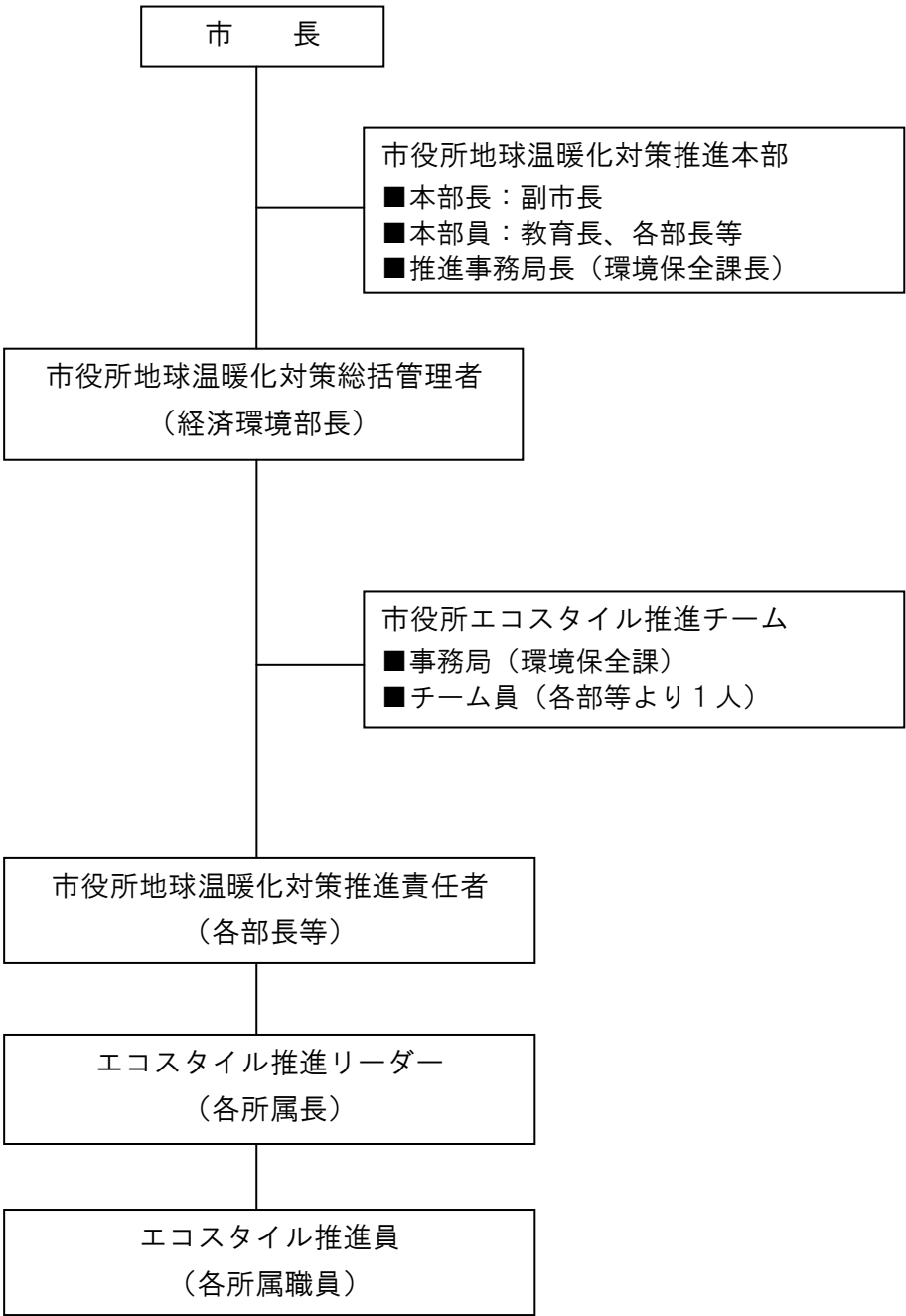
学校・幼稚園・認定こども園などの新築・増改築などの際には、学習環境に配慮することはもちろん、(1)のオの事項を検討するほか、環境学習の教材として活用できる施設を目指します。

第5章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

本計画は、下記の組織により推進することとし、それぞれの役割は以下のとおりです。

(1)推進組織



(2)役割と責任

市長	実行計画に関する方針および目標の決定を行う。
市役所地球温暖化対策推進本部	・実行計画の目標、手法および内容の変更等に関する案について審議する。 ・実行計画の目的達成のための施策について審議する。 ・実行計画の進行管理および実施状況の内部評価(2次評価)を行う。 ・その他実行計画推進のための重要事項について審議する。
市役所地球温暖化対策総括管理者 (経済環境部長)	・実行計画の推進について、推進責任者に指示する。 ・実行計画の推進のための重要事項について、推進本部に提案する。 ・実行計画の実施状況について、推進本部に報告する。
市役所エコスタイル推進チーム(各部等より1人)	・実行計画の実施状況を把握し、推進のための具体的な対策等を検討して、総括管理者に提案する。
市役所エコスタイル推進事務局	・実行計画の庶務を担当する。 ・実施状況について、内部評価(1次評価)を行う。 ・実行計画推進のための課題把握や施策の検討を行う。
市役所地球温暖化対策推進責任者(各部長等)	・部内等の取組と成果についての責任を負う。 ・実行計画に基づく事務事業の、部内等での推進を図り、必要に応じて改善の指示を行う。
エコスタイル推進リーダー (各所属長)	・部署内の取組と成果についての責任を負う。 ・実行計画に基づく事務事業の課等内での推進を図る。 ・エコスタイル推進員が作成した集計表等の書類を確認し、推進責任者に報告するとともに、必要に応じて改善の指示を行う。
エコスタイル推進員 (各所属職員)	・推進リーダーを補佐するとともに、事務局との連絡調整を行う。 ・実行計画に基づく事務事業推進のため、課員に働き掛ける。 ・集計表等必要書類の作成やデータの収集等を行う。

2 職員に対する研修等

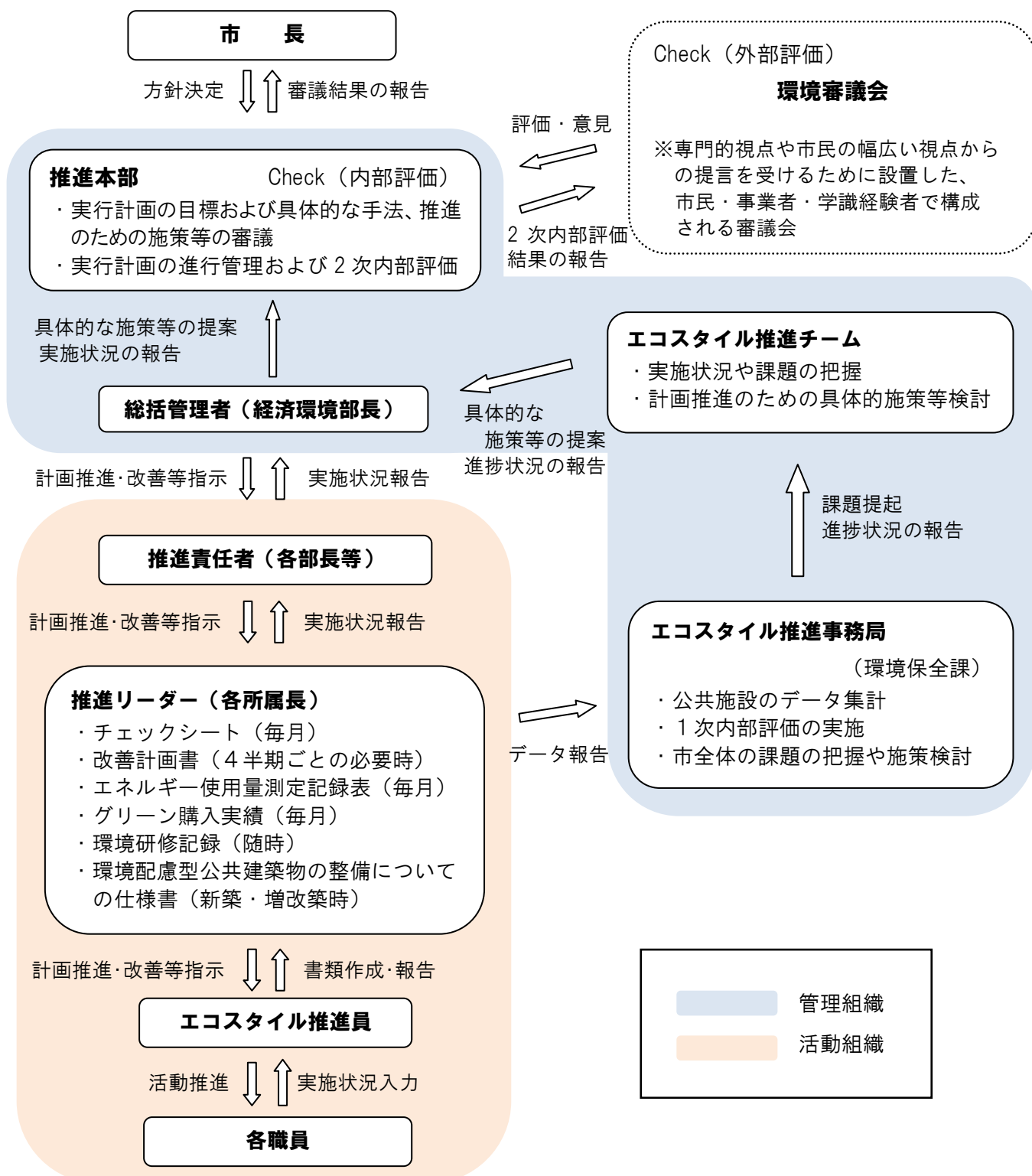
本計画の目標を達成するため、年1回以上の「全職員環境研修」、各部署における「日常研修」等の職場研修を実施します。また、職員の環境意識向上のため、環境に関する情報提供や市の取組状況について啓発を行うとともに、環境に関する研修・講演会・ボランティア活動等に参加しやすい職場づくりに努めます。

3 実施状況の点検・評価

計画の実施状況や目標の達成状況を適正に管理するための点検と評価は、下記フロー図のとおり実施します。

また、毎年度、実施状況等について、環境審議会に報告し、具体的な取組内容について適切な見直しを行います。

【実施状況点検・評価フロー】



4 取組結果の公表

本計画の進捗状況および点検結果等について、毎年度、市公式ウェブサイト等により公表します。

【語句解説】

頁	語 句	解 説
5	1 創エネルギー	単にエネルギーを節約するだけでなく、環境に配慮したグリーンエネルギーを創出すること。
8	2 排出係数	使用量当たりのCO ₂ 排出量のこと、電気については、毎年、電気事業者別に国より公表される。
10	3 ゾーニング	空調する区域を熱負荷条件や設定温度条件等によって分け、それぞれの区画で空調できるような空調設備を設けることで、エネルギーの効率化を図る。
	4 デマンドコントロール装置	デマンドとは使用電力をいい、使用する電力量を監視して、デマンドが契約電力値を超えないように負荷設備を制御する装置
	5 トップランナー製品	省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準を、現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能(トップランナー)以上にした製品
	6 コージェネレーションシステム	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75から80%と、高い総合エネルギー効率が可能といわれている。

参考資料 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル Ver.1.0

(平成 29 年 3 月 環境省 総合環境政策局 環境計画課)

環境省公式webサイト <http://www.env.go.jp/>

(財)省エネルギーセンター公式webサイト <http://www.eccj.or.jp/index.html>